

## 2026 年度版 東洋財団給付型奨学金 募集要項

(兵庫県下の児童養護施設に入所している高等学校 3 年次生対象)

### 1 応募資格

次の要件をすべて備え、施設長が推薦する者

- (1) 日本国籍を有し、高等学校最終学年に在籍する者。  
※なお申請者の卒業年次に於ける年齢は 20 歳までとする。
- (2) 兵庫県下の児童養護施設に入所し、高等学校卒業後 2026 年度に 4 年制大学、短期大学、あるいは専門学校へ進学し、正規の年限での修学が可能な者。
- (3) 向上心旺盛で、品行が正しく、かつ健康であり、特に経済的援助を必要とする者。
- (4) 申請時及び施設退所後の身元保証人を施設長に委ねることができる者。  
※但し身元保証人の債務は発生しない。  
※申請書様式 1 号に記す「保護者」とは、申請者本人が未成年者の場合は民法による親権を行う者または未成年後見人をいい、申請者本人が成年者の場合は本人の生計維持者をいい、原則として本人の父母とし、父母が保護者になれない場合には、それ以外の者で申請者の生計を支え且つ学費を負担する者(身元保証人)をいう。
- (5) 他の奨学金との併用は可とする。

### 2 募集人数

これまでの進学実績から概ね 30 名程度(特に制限は設けない)。

### 3 奨学金の概要

- (1) 給付金額：年間 60 万円
- (2) 給付期間：4 年制学部は 4 年間、医学部・薬学部等 6 年制学部は 6 年間給付。  
短期大学、専門学校は各課程(コース)正規修学期間までの給付。
- (3) 給付方法：入学後、毎年半期毎(前期 4 月/後期 10 月)に在学を確認<sup>注</sup>して、本人名義のゆうちょ銀行口座に振り込む。  
【注】奨学金給付月(4 月/10 月)に在学証明書の提出が必要。
- (4) 返 還：原則として不要

### 4 応募方法

次の(1)～(5)の書類を施設を通じて提出すること。

- (1) 申請書(様式 1 号)
- (2) 施設長の推薦書(様式 2 号)
- (3) 自己推薦書(様式 3 号)
- (4) 学校長の副申書(様式 4 号)
- (5) 本人の住民票の写し(本籍、続柄記載のもの)
- (6) その他、必要に応じ財団が求める書類。

## 5 応募締切期日

2025年6月30日（必着）

※提出書類の返却はしない。

## 6 結果通知

(1) 各施設から推薦された者について審査を行い、要件に合致しておれば奨学金給付対象者として内定し、施設長宛てに「奨学金給付内定通知および内定者個別面談のお知らせ」を送付する。

内定者については、財団との相互理解を図るため、別途に個別面談を実施する。

(2) 内定者は進学する学校の入学後、必要書類を提出することにより、財団奨学生として正式決定となる。

## 7 奨学金の終了

受給者が、次のいずれかに該当して応募資格を満たさなくなった場合は、奨学金の給付を終了する。

(1) 提出書類及び届出事項に虚偽があった場合。

(2) 奨学金が必要でなくなった旨の申し出があった場合。

(3) 中途退学、死亡等により在籍学校の学籍を失った場合。

(4) 学業不振による留年の場合。

※但し、然るべく理由のある場合は審査を行なう。

(5) 申し出なく長期にわたって休学した場合。

※但し、申し出による休学の場合、休学期間中の給付を中断し、復学後に給付に相応しいか再審査を行う。給付再開の場合、当初の給付開始年からの正規修学期間で終了する。

(6) 半期毎の受給手続きに必要な書類の提出期間内に、連続2回の在学証明書等必要書類の未提出があった場合。

(7) 素行が不良となった場合。

(8) その他、当財団が奨学金の給付を不相当と認めた場合。

## 8 特例措置

在学中に留学する場合は財団に申し出、所定の手続きを行う。

留学中、奨学金は継続して給付するが、給付開始年からの正規修学期間で終了する。

### ※個人情報の取扱いについて

提供された個人情報は適切に管理し、当財団の奨学金給付目的のためだけに利用し、第三者への提供は行わない。

※お問い合わせはメールでお願いします。（E-Mail：info@toyo-zaidan.or.jp）

一般財団法人 東洋財団  
〒665-0022 宝塚市野上2-2-21-107  
電話：0797-72-7723 FAX：0797-72-7716